# 単位認定・成績評価・卒業認定について

## ○単位認定

学則
(単位の修得)
第 21 条　当該年において各授業科目を履修した者は、認定のうえ、単位を与える。
2. 単位認定の方法は、試験、論文及び実習の評価その他によるものとし、その方法については各授業担当者が定める。
3. 単位認定に当たっては、各授業科目における授業時間数の 3 分の 2 以上の出席を必要とする。

## ○学科試験・実習の評価基準

履修規定
(学科単位修得)
第 4 条　試験の成績評価
1)秀　＝　100 点～95 点まで
2)優　＝　94 点～80 点まで
3)良　＝　79 点～70 点まで
4)可　＝　69 点～60 点まで
5)不可(不合格)　＝59 点以下

## ○卒業認定

学則
(卒業)
第 29 条　学校長は、学校に 3 年以上在学し、出席すべき日数の 3 分の 2 以上の出席があり、かつ所定の教育課程を 101 単位 3000 時間以上修得した者について、運営会議の議を経て卒業を認定する。

＊卒業認定は、1 月中旬から 2 月初旬における運営会議にて決定する。
＊在校生における 1 年次および 2 年次の単位修得状況については、3 月の運営会議にて審議する。